

京都市住宅宿泊事業不利益処分等取扱要綱

令和3年3月18日制定

令和5年1月20日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅宿泊事業法（以下「法」という。）の規定に基づく業務改善命令、業務停止命令及び業務廃止命令並びに京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づく業務改善命令及び過料処分並びにその他の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、法及び条例において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務改善命令 法第15条の規定に基づく命令、条例第17条第2項の規定に基づく命令又は法第41条第2項の規定に基づく命令をいう。
- (2) 業務停止命令 法第16条第1項の規定に基づく命令をいう。
- (3) 業務廃止命令 法第16条第2項の規定に基づく命令をいう。
- (4) 過料処分 条例第22条各号の規定に基づく過料処分をいう。
- (5) 不利益処分 業務改善命令、業務停止命令及び業務廃止命令並びに過料処分をいう。

(処分基準)

第3条 この要綱で定める不利益処分については、別表に定めるところにより行うものとする。

- 2 業務停止命令の期間は1年を上限とし、業務停止命令の原因となった違反行為の是正が認められる場合、別表の定める業務停止命令期間の下限を経過後、当該業務停止命令を解除することができるものとする。
- 3 違反行為の態様及び情状を踏まえ、別表の業務停止命令の期間の下限を延長又は短縮することができる。
- 4 違反行為が2以上あるときは、最も長い業務停止命令の期間の下限にその期間の2分の1の日数を加えたものを業務停止命令の期間の下限とする。ただし、それぞれの違反行為について定めた期間の下限の合計を超えることができない。
- 5 業務停止命令の原因となった違反行為が是正されないまま、1年を経過したときは、業務廃止命令の手続に移行するものとする。
- 6 不利益処分の発出は、不利益処分の原因となった違反行為の内容とは別の違反行為の

内容に対する不利益処分及び旅館業法その他関係法令による指導等又は処分（過料処分を含む。）の実施を妨げない。

（聴聞及び弁明の機会の付与）

第4条 不利益処分を行おうとする場合にあつては、行政手続法又は京都市行政手続条例の規定に従い、意見陳述のための手続を取るものとする。ただし、行政手続法第13条第2項第1号から第3号まで又は京都市行政手続条例第14条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる手続については、それぞれ次の各号に掲げる書面を用いる。

- (1) 聴聞 京都市行政手続法及び京都市行政手続条例の施行に関する規則で定める書面
- (2) 弁明の機会の付与 告知書及び弁明書

（処分等の通知及び公表）

第5条 業務改善命令、業務停止命令及び業務廃止命令処分は、当該処分を受ける者に対し、命令書により通知することで行う。

2 業務停止命令の解除は、当該解除を受ける者に対して、違反行為の内容の是正確認後に発出する解除通知書により通知することで行う。

3 過料処分は、当該処分を受ける者に対して、過料処分通知書及び20日以内の納期限を定めた納入通知書により通知することで行う。

4 条例第20条の規定により行う公表は、次の場合に行うものとする。

- (1) 業務廃止命令
- (2) その他市長が公表する必要があると認める不利益処分

（補則）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生担当部長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年1月20日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱による改正後の京都市住宅宿泊事業不利益処分等取扱要綱は、この要綱の施行日以後の不利益処分について適用し、施行日前の不利益処分についてはなお従前の例による。

(別表) 不利益処分等基準

No.	根拠条文	違反行為	予定する不利益処分等 ※ () 内は業務停止命令の期間の下限
1	法第3条第1項 法第3条第4項	虚偽の届出又は虚偽の変更届出	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令 (180日) 又は 法第16条第2項業務廃止命令
2	法第3条第4項	変更届出の未届出	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令 (30日) 又は 法第16条第2項業務廃止命令
3	法第3条第6項	廃業届出の未提出	法第16条第2項業務廃止命令
4	法第4条	欠格事由の規定に違反	法第16条第1項業務停止命令 (30日) 又は 法第16条第2項業務廃止命令
5	法第5条	宿泊者の衛生の確保の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令 (30日)
6	法第6条	宿泊者の安全の確保の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令 (30日)
7	法第7条	外国人観光旅客である宿泊者の 快適性及び利便性の確保の規定 に違反	法第15条業務改善命令
8	法第8条第1項	宿泊者名簿備付け等の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令 (30日)
9	法第9条	周辺地域の生活環境への悪影響 の防止に関し必要な事項の説明 の規定に違反	法第15条業務改善命令
10	法第10条	苦情等への対応の規定に違反	法第15条業務改善命令
11	法第11条第1項	住宅宿泊管理業務の委託の規定 に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令 (60日)
12	法第12条	宿泊サービス提供契約の締結の 代理等の委託の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令 (60日)
13	法第13条	標識の掲示の規定に違反	法第15条業務改善命令又は 法第16条第1項業務停止命令 (30日)
14	法第14条	2カ月に1度の定期報告をせず、 又は虚偽の報告をした者	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令 (30日) 又は 法第16条第2項業務廃止命令
15	法第15条	業務改善命令に違反	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令 (30日) 又は 法第16条第2項業務廃止命令
16	法第16条第1項	業務停止命令に違反	法第16条第1項業務停止命令 (60日) 又は 法第16条第2項業務廃止命令
17	法第17条第1項	報告徴収及び立入検査にて、報 告拒否、虚偽報告、立入検査拒 否、妨害等をした者	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令 (30日) 又は 法第16条第2項業務廃止命令
18	法第18条	市条例第10条で定めた住宅宿泊 事業の実施の制限に違反	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令 (30日) 又は 法第16条第2項業務廃止命令
19	法第36条	法第5条から法第10条までの規定 に違反	法第41条第2項業務改善命令

(別表) 不利益処分等基準

No.	根拠条文	違反行為	予定する不利益処分等 ※ () 内は業務停止命令の期間の下限
20	法第45条第2項	住宅宿泊管理業に対する報告徴収及び立入検査について、報告拒否、虚偽報告、立入検査拒否、妨害等をした者	法第41条第2項業務改善命令
21	条例第9条第1項から第6項まで	届出の際に、報告若しくは書類の提出をしない又は虚偽の報告若しくは虚偽の書類の提出	法第15条業務改善命令、 条例第17条第2項業務改善命令又は 条例第22条過料50,000円
22	条例第12条第4項	届出住宅内部における面接又は面接と同等の方法による本人確認に関する規定に違反	法第15条業務改善命令又は 条例第17条第2項業務改善命令
23	条例第12条第7項	現地対応管理者に関する規定に違反	法第15条業務改善命令又は 条例第17条第2項業務改善命令
24	条例第13条第1項及び第2項	衛生設備に関する規定に違反	法第15条業務改善命令又は 条例第17条第2項業務改善命令
25	条例第14条第1項	共同住宅に関する規定に違反	法第15条業務改善命令又は 条例第17条第2項業務改善命令
26	条例第14条第2項	幅員4メートル未満の袋路状である場合に関する規定に違反	法第15条業務改善命令又は 条例第17条第2項業務改善命令
27	条例第15条	避難通路の幅員1.5メートル未満の場合に関する規定に違反	法第15条業務改善命令又は 条例第17条第2項業務改善命令
28	条例第16条第1項	定期報告の際に行う報告をしない又は虚偽の報告	法第15条業務改善命令、 条例第17条第2項業務改善命令又は 条例第22条過料50,000円
29	条例第16条第2項及び第3項	定期報告の際の廃棄物の処理に係る書類の未提出又は虚偽の書類の提出	法第15条業務改善命令、 条例第17条第2項業務改善命令又は 条例第22条過料50,000円
30	条例第17条第2項	条例第17条第2項業務改善命令に違反	法第15条業務改善命令又は 条例第22条過料50,000円
31	条例第18条第1項	報告徴収及び立入検査にて、報告拒否、虚偽報告、立入検査拒否、妨害等をした者	法第15条業務改善命令又は 条例第22条過料50,000円
32	/	その他届出住宅における住宅宿泊事業の適正な運営が確保されないとき	法第15条業務改善命令又は 条例第17条第2項業務改善命令
33		その他住宅宿泊事業者が、その営む住宅宿泊事業に関し、法令に違反している場合であって、改善に必要な措置を採るに際し早期の改善が困難であり、住宅宿泊事業の適正な運営が確保されていないと認められるとき	法第16条第1項業務停止命令（必要な期間）又は 法第16条第2項業務廃止命令